

浦 監 第 468 号  
令和 6 年 2 月 19 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 宝 新

監査結果に基づく措置の公表について

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表します。

1. 監査の種類等 財政援助団体等監査  
(令和4年4月1日～令和5年3月31日分)
2. 監査対象団体 浦安市婦人の会連合会
3. 担当部署 生涯学習部 生涯学習課
4. 監査結果公表年月日 令和5年11月29日
5. 監査結果及び措置内容

	指摘・改善事項（課名等）	措置の内容
1	<p>財政援助団体等監査（生涯学習課）</p> <p>会則に定められていない連合会の会費について、令和4年度は年額800円を各会員から徴収し、その内400円については、各地区の予算として、残りの400円を連合会の予算とし、それぞれ運営している。さらに、補助金以外からではあるが、連合会役員へ報酬が支払われていた。会則については、連合会の発足当初に作成され、その後、何度か改正がされているが、会費や報酬については、会則として定められているべきであり、第2条（目的）、第3条（事業）等についても、浦安市社会教育関係団体として認定されるためには、現在の連合会のあり方に合わせた見直しを行うことが必要であると思われることから、会則の見直しを求める。 (改善事項：浦安市婦人の会連合会)</p>	<p>浦安市婦人の会連合会の会則につきましては、会費及び役員報酬に関する規定の追加を要望し、あわせて第2条（目的）、第3条（事業）等についても、浦安市社会教育関係団体として現在の連合会のあり方に合わせた見直しを検討するよう求めました。</p>
2	<p>当該補助金の交付にあたり前提となる、浦安市社会教育関係団体の認定について、本来、認定期間が2年間であるが「浦安市社会教育関係団体の認定に関する運用基準（以下「運用基準」という）」により、別に定める団体（当該補助金の交付団体を含む）については認定の有効期間を設けないとされ、これまで長期間</p>	<p>浦安市社会教育関係団体活動補助金の交付団体につきましては、現在「浦安市社会教育関係団体の認定に関する運用基準」の「4（2）認定の有効期間の特例」の規定により、認定の有効期間が設けられていませんが、今後は他の団体と同様2年間とするよう、規定の改正に取り組みます。 認定の審査は、毎年度、補助金交付手続</p>

	<p>に亘り当該補助金が交付されている。</p> <p>当該補助金は、認定団体の活動費の補助金で「浦安市社会教育関係団体」の認定を受けていることが大前提である。</p> <p>認定要件として「浦安市社会教育関係団体の認定に関する要綱」第2条第2号イにおいて、「規約又は会則等に基づいて組織及び運営が行われていること」とされている。連合会への上記改善事項のとおり、会則については改善が必要と思われる状況であり、認定の要件に不備があるまま、長年認定団体とされたものと推測される。運用基準により当該補助金交付団体について、認定の有効期限を設けないとするのであれば、当該補助金交付の中で、必要な要件の確認がされるべきであり、当該補助金交付団体の認定期間の運用について改善を求める。</p> <p>(改善事項：生涯学習課)</p>	<p>きの際にあわせて行いますが、必要な要件の確認を徹底し、適正な団体認定及び補助金交付に努めてまいります。</p>
3	<p>補助金交付申請の際に提出された収支予算書の各事業費の積算内訳について、一部詳細に記載がされていないまま、交付決定されていた。交付申請にあっては、各事業でどのような経費が必要なのかの確認がされ、交付決定されるべきであると思われる。今後の補助金申請手続きにおいて、連合会から提出される収支予算書について、適正な積算内訳の記載を求めるよう適正な補助金の交付に努められたい。</p> <p>(改善事項：生涯学習課)</p>	<p>補助金交付申請の手続きの際に連合会から提出される年度予算書に、各事業費の積算内訳を記載するよう求め、適正な補助金交付に努めてまいります。</p>